米・外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく 国税庁に対する情報の提出について

情報の提出の位置付け

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第 46号)第9条に基づく質問検査権の行使として国税庁が発出した照会文書「口座情報の照会について」に対する回答となります。

照会文書では、米国税務当局から情報提供要請のあった、米国市民・米国居住者口座について情報の提出を要請しています。

提出について

(1) FATCA コーナーを通じた情報の提出

e-Tax(国税電子申告・納税システム)web 版「FATCA コーナー」にて、電子提出が可能です。

・e-Tax (web 版) FATCA コーナー

https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxfatca/e-taxfatca.htm

- ※ 利用者識別番号及び電子証明書が必要となります。
- ※ 令和7年1月6日(月)に FATCA コーナーの「事前準備セットアップ」ツールを更新しております。 同日より前に事前準備セットアップを行っている場合は、再度、事前準備セットアップを行っていただ く必要があります。
- (2) 情報の提出の主体

米国税務当局から GIIN(Global Intermediary Identification Number)を取得し、 国税庁からの照会文書を受領した者

(3) 提出する口座の情報

米国税務当局に対して不同意口座としてその総数等を報告した口座の情報

(照会文書に記載されている MessageRefId にて米国税務当局に報告した口座の情報) ※ ご提出する際は不同意口座の内容を同意口座報告 (AccountReport) に記載して、ご提出ください。

※提出する口座の情報と不同意口座として米国税務当局に報告した情報の内容(口座数、総額及び通貨単位)が 異なる場合は、再提出を依頼することがあります。 ※ 口座保有者から同意を取得し、米国税務当局に報告した口座の情報は提出しないようご留意ください。

- (4) 提出期限: 照会文書に記載された期限
- (5) データ形式: FATCA スキーマ (後述) による。
- (6) 提出ファイル名: 「照会番号」+「.xml」 ※ファイルサイズに関しては、10MBを超えるようであれば、下記のお問合せ先へご連絡ください。

FATCA スキーマ記載に係る留意事項

データ形式は、米国税務当局が定める FATCA スキーマ (FATCAXML-v2.0) による。

・FATCA スキーマ関連資料 (ユーザーガイド等)

 $\underline{\texttt{https://www.irs.gov/businesses/corporations/fatca-xml-s} \\ \texttt{chemas-and-business-rules-for-form-8966} \\ \underline{\texttt{https://www.irs.gov/businesses/corporations/fatca-xml-s} \\ \texttt{chemas-and-business-rules-for-form-8966} \\ \underline{\texttt{https://www.irs.gov/businesses/corporations/fatca-xml-s} \\ \underline$

※ 作成にあたっては、必須項目の入力漏れや形式誤りにご留意ください。

(例:項目タグの大文字・小文字が異なっていてもエラーとなります。)

FATCA スキーマの各報告項目の記載上の留意事項は以下のとおり。

(1) 「version 属性」

XML 作成する際に、バージョンを示す「version 属性」は「2.0」としてください。

※ バージョンの誤り又は米国税務当局によるバージョン変更の場合は、再提出を依頼することがあります。

(2) SendingCompanyIN

照会文書に記載された GIIN の番号をそのままご記載ください。

(3) ReceivingCountry

提出国は「US」とご記載ください。

(4) MessageRefId

照会文書に記載された MessageRefId と異なる値を任意に設定してください。

※ MessageRefId は、送付の都度、過去に使用したことのない新規の Id 番号を付してください。

(5) DocTypeIndic

国税庁に対する初回提出分は「FATCA1」とご記載ください。

※ DocTypeIndic は、設定箇所が複数ありますが、すべて統一してください。

(6) DocRefId

照会文書に記載された DocRefId と異なる値を任意に設定してください。

※ DocRefId は、送付の都度、過去に使用したことのない新規の Id 番号を付してください。

(7) CARRef

CARRef の PoolReportReportingFIGIIN、PoolReportMessageRefId、PoolReportDocRefId の各項目については、照会文書に記載された GIIN 及び MessageRefId、DocRefId の値をご記載ください。

お問合せ先

本件に関するお問い合わせは、国税庁長官官房国際業務課 情報交換第三係 03-3581-4161 (国税庁代表) までご連絡ください。

※e-Tax ヘルプデスクでは回答出来ないことに、ご留意ください。